

第百九十回国会

参議院環境委員会會議録第四号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

高野光二郎君

浜野 喜史君

三月二十四日

辞任

小泉 昭男君

北澤 俊美君

三月二十八日

辞任

浜野 喜史君

三月二十九日

辞任

西村まさみ君

三月三十日

辞任

櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

小泉 昭男君

北澤 俊美君

補欠選任

高野光二郎君

浜野 喜史君

補欠選任

西村まさみ君

補欠選任

浜野 喜史君

補欠選任

江田 五月君

磯崎 仁彦君

高野光二郎君

滝沢 求君

水野 賢一君

市田 忠義君

尾辻 秀久君

小坂 憲次君

鴻池 祥肇君

佐藤 信秋君

林 芳正君

松山 政司君
森 まさこ君
江田 五月君
芝 博一君
直嶋 正行君
浜野 喜史君
杉 久武君
山口 和之君
渡辺美知太郎君

国務大臣

環境 大臣

丸川 珠代君

副大臣

環境 副大臣

平口 洋君

大臣政務官

環境大臣政務官

鬼木 誠君

事務局側

常任委員会専門員

櫻井 敏雄君

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(磯崎仁彦君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君が選任されました。

○委員長(磯崎仁彦君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(磯崎仁彦君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に高野光二郎君を指名いたします。

○委員長(磯崎仁彦君) 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。丸川環境大臣。

○国務大臣(丸川珠代君) ただいま議題となりました独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に不可欠なグリーンイノベーションの基盤を成すものであり、その確実かつ効果的な実施により、低炭素社会や循環型社会の構築、生物多様性の保全や健康リスクの低減など環境の各分野への貢献を果たしていくことが重要です。

特に、環境研究総合推進費は、持続可能な社会の構築のため、環境の保全に資することを目的とする我が国唯一の環境政策貢献型の競争的資金です。環境省においては、これまで環境研究総合推進費の重要性に鑑み、その制度の改善などに取り組んできたところですが、より一層の研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築に向けた取組が必要で、平成二十年に成立しました研究開発力強化法においても、その公募型研究開発に係る業務を独立行政法人に移管することがその効率的推進に資すると認めるときは、これを独立行政法人に移管するとともに、その業務を行う独立行政法人は、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により資金の効率的な使用が図られるよう努めることとされています。

本法は、こうした状況を踏まえ、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的、効果的な推進に向け、その研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構が行えるようにするために必要な措置を講じようとするものです。

次に、本法の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、機構の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加します。

第二に、機構の業務に、研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発の業務や、環境の保全に関する研究及び技術開発に

第三に、新たに追加した業務について、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者への秘密保持義務規定を設けます。

以上が、本法の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(磯崎仁彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二」を「第二十一条・第二十二」に改める。

第三条中「救済」の下に「研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十条第一項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。)その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に關し、助成金の交付を行うこと。

第十一号中「又は第五号」を「第五号又は第十号」に改める。

第十二号第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第二十一条を次のように改める。
第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章の章名を削り、第二十条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)

第二条 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、独立行政法人環境再生保全機構(次項において「機構」という。)が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、指定日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。